

6 月定例議会一般質問（1 問目）

南海トラフ地震対策の一環で、まず第一に重要な事は住宅の耐震診断を行い、住宅の実態を把握し補強が必要な場合には補助金を活用して頂き、家屋の倒壊を防ぐ事が最優先と考えるが、現在当町で耐震診断の申請が何件あり耐震改修工事が何件実施されたかを問う。

当町におきまして昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅も数多く残っております。また、町営住宅の中にも対象になる住宅が見受けられる。個人の住宅及び町営住宅も含めて質問を行います。

- ① 耐震診断の件数は？
- ② 耐震改修に至った件数は？

答弁者 総務課長（太田達也）

当町の住宅耐震化事業の対象となります耐震性が低い昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手、建設されています住宅は、平成 21 年度調査によりますと 844 棟です。このうち本年 6 月 1 日現在、当該事業によりまして耐震診断を実施しました住宅は 74 棟で、うち耐震改修工事を施工した住宅は 26 棟となっております。なお、町営住宅につきましては、耐震診断及び耐震改修工事とも実施しておりません。

質問二回目

個人の住宅におきましては、現在空き家になって居る住宅も多く観られる、また耐震診断の結果によっては補助制度が適用されたとしても多額の費用が必要になる為個人の経済的な環境も考えられることから耐震診断の件数が少ない事も理解できる。

しかし、公共的建築物である町営住宅の耐震診断が行われていない事は理解できません。町営住宅で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されている住宅が 14 戸ありますね、昭和 54 年 8 月竣工の団地が 6 戸、昭和 55 年 6 月竣工の団地が 8 戸と成って居ります。これらの町営住宅の維持管理等は、奈半利町が行っており耐震診断を実施する義務があると考えます。

本来、手続論で申しますと、新耐震基準をクリアしていない町営住宅が存在

するのであれば、耐震診断を行う。そして改修が必要であれば、耐震設計、住宅の耐震改修工事という手順を踏む。全ての結果を踏まえコストとの兼ね合い等、財政状況を考えると、耐震改修工事を行うより、住み替えの方が現実的であると判断し、その為に新耐震基準をクリアした住宅を確保している。こういう話であれば、なるほどと、誰もが整合性のある話と解釈出来るのでは、

全く行政として正規の手順を踏んでいないと指摘しなければならないところですが、私も現地に調査をしに出向いたところ、一目瞭然。耐震診断・耐震設計・耐震改修工事までの工程・コストを考えると、建て替えると同じくらのコストが必要であると感じましたし、また入居者にも多大な負担を掛ける事になるでしょう。(荷物を出したり、仮の住まいを確保したり等)

手続論で言うとは先ほどのような指摘になるかと思いますが、総合的に考えると、行政の判断にも一定の理解が出る。

しかしながら、行政は町民の生命と財産を守る事が最大の福祉であり、地方公共団体としての責務でもある、その為の努力を惜しんではならない。

現行の新耐震基準をクリアしていない住宅と言うことは、倒壊する可能性が高い事を表し、行政も把握している。

重要な問題は現状を知りつつ明確な対策を講じないまま現在も入居者を住まわし、そして使用料の徴収を行っている事である。民法上においても抵触する恐れがあり実際地震が発生し入居者が現行の新耐震基準をクリアしていない町営住宅の倒壊または崩壊により死亡者が出た場合には、その責任は奈半利町にある。国家賠償法が適用される可能性が極めて高いと想定します。そのような事態に至る事は絶対に回避しなければなりません。だからこそ、一刻も早い住み替えを実施する事が重要である。

私は、行政も返還された新耐震基準をクリアしている二戸一棟建ての住宅を募集せず確保しているのは、先ほど述べた団地入居者の生命と財産を守るという観点から準備をしていると思うところですが、そここのところの見解を伺いたい。

答弁者 住民福祉課長（濱内恵一）

町営住宅の耐震性についてでございますが、寺村議員のいわれるとおり、当町には昭和56年6月以前に建築された町営住宅が存在しておりますが、従来から公営住宅については、いわゆるラーメン構造による広い空間を持った建築物と違い、狭い空間しかもたない壁式構造で建築されており、旧耐震基準により建築されたものでも比較的、耐震性に優れているものとされてきました。したがって高知県においても公営住宅の耐震診断は目視により著しく構造的な老

朽度が確認されたもののみ耐震診断を行っていると聞いております。当町におきましても高知県の例に倣い、専門家の意見も参考にしながら、その構造的な老朽度を観察してまいりました。

耐震診断は実施しておりませんので、その耐震性について確たる根拠も無しにここで論ずることはできませんが、耐震性以前に、建築後相当年月が経過し、老朽化している住宅が存在していることや構造的対応年数はもとより機能的な対応年数等も勘案し、又、大規模改修及び建て替え等に係る費用対効果、並びに住み替えにより空き家となった住宅の管理や処分方法、現在の町営住宅の空き家状況等総合的に検討を重ね、比較的新しい町営住宅への住み替えをするべく準備を進めているところであります。

質問三回目

近い将来必ず起きると言われている南海トラフ地震。先ほど述べた通り過去の地震のデータを見てもわかるように家屋の倒壊による死亡者が約 95%、この現実を冷静に考えるとおのずと答えが見えてくる。他の自治体では、新耐震基準をクリアしていない公営住宅も含め、高台に新築移転する自治体もあると聞いております。

この 5 月 22 日から 27 日まで 5 日間かけて、昭和 54 年 8 月竣工された団地の入居者とお話し、調査をしてきました。調査の内容を整理してみると入居者は日々不安と恐怖感を抱いて生活をしているのが実態である。また 1 日も早く引っ越したい。これが入居者が感じている生の声です。

行政におかれましては、南海トラフ地震対策の一環で非常に安全な避難タワー等、ハード面での対策を進めて頂いている。しかしいくら安全な避難タワー等の整備をして頂いても家屋の倒壊により避難する事が出来なければ避難タワーとしての意味がありません。

新耐震基準をクリアしている住宅を確保し始めてからかなりの歳月が過ぎております。この件は、通常の住宅の住み替えではありません。町営住宅入居者の生命と財産を守るという観点から安全を確保するための住み替えと解釈し、速やかに実行して頂きたい。

現在、確保されている住宅は計 8 戸、一番古い昭和 54 年 8 月竣工の団地は 6 戸（実際は 5 戸）この団地の入居者が住み替えるには可能な状況です。まず、この団地の住み替えを優先に考え、実行する事が現実的であると考えます。

それとも、昭和 55 年 6 月竣工の団地 8 戸（実際は 7 戸）2 つの団地全ての戸数（12 戸）が確保されるまで実行しないのか、執行部の見解は？

答弁者 町長（齊藤一孝）

まず住宅の耐震の進捗状況等についてでございますが、これは先ほど住民福祉課長、総務課長の方からも住宅と町全体の進捗状況についてご答弁を申し上げます。

ご指摘のように、昭和56年以前の建設された個人の住宅、それから公営住宅においては14戸。非常に進捗が遅いという事で、まず1番力を入れてきたのは公営の学校であったり、それから公営施設について取り組んできております。今後、全体の中で個人の住宅についても、補助事業もあげながら取り組んできておりますが、なかなかそこへ至っていないというのが実情でございます。

その中で、また家具の転倒防止等も含めて、併せて今後進めていかないといけないというふうに考えております。公営住宅の件についてでございますが、先ほど言われるように確かに14戸で、しかも老朽化が著しい住宅もございます。それと一定、公営住宅については壁式の構造で建築されており、目視によって確認等を行って来た経過もございます。老朽化については住み替え等も進めていき、現在も準備をしているところでございまして、入居者と協議しながら引き続き、今後進めていきたいというふうに考えております。

6 月定例議会一般質問（2 問目）

地方公共団体として法令順守（コンプライアンス）に対しての見解を問う。
また執行部は行政処分を執行する際に条例・規則を忠実に履行出来ているのか？という観点より質問を行います。

最初に 3 点ほど伺います。

まず 1 点目は抽象的な質問に成りますが、奈半利町条例・規則に対する認識を総括的に伺います。

抽象的な質問には抽象的な答弁しか返って来ないと想定しておりますので、二点目以降は実例を挙げ明確な質問に変えたいと思います。

- ② 町営住宅の入居応募者で年齢が 61 歳、単身での入居が可能か否か？ その根拠は？
- ③ 町営住宅に同居申請をする際、入居者の 4 親等の者は同居が可能か否か？ その根拠は？

答弁者 総務課長（太田達也）

条例とは、地方公共団体が、その地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理する事務について、国の法令（法律、政令など）に違反しない範囲で、地方公共団体の議会の議決を経て制定する法規であり、また規則とは、地方公共団体の長の権限に属する事務について、地方公共団体の議会の議決は必要ではないが、条例と同様に国の法令（法律、政令など）に違反しない範囲で、地方公共団体の長が制定する法規と、地方自治法に定められております。

そして、同法により、地方公共団体は、行政上の義務を課し、権利を制限しようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その内容を定めた条例を制定しなければならないものとなっております。

答弁者 住民福祉課長（濱内恵一）

『奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例』第 6 条から第 8 条 に定められた（入居者の資格）には他の要件もございますが、第 6 条 第 1 項 第 1 号に規定された入居時の同居親族の要件については、同条 第 2 項 第 1 号に規定された特例により、60 歳以上であれば単身でも入居要件の一つ、を備えていると解されるものであると考えます。

質問にあります『4親等の者』という要件のみで『奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則』第10条 第1項 第1号に照らし、判断すると同居要件には該当しないということになりますが、『公営住宅法』第27条及び『同法施行規則』第10条並びに『奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例』第13条、『奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則』第10条の他の要件に該当するものであれば『4親等の者』でも同居することができる場合がありますので申し添えます。

質問二回目

只今の答弁の内容でも解るように、行政処分を執行する根拠は条例及び規則に明記されている事がエビデンスという共通認識でコンセンサスがとれましたので、同じ価値観において質問を続けます。

当然皆さんも御存知でしょうが例規集とは成文法ですよね、上位法から言う（憲法、条約、法律、条例、規則）の順序になると思いますが。奈半利町の場合には、条例、規則が関係してくるわけで、その他の上位法には何ら権限の無い話となる。要するに、奈半利町の根幹であり法律です。執行部はこの例規集に基づいて奈半利町の行政処分を行っているわけですが、町民・議会・行政の信頼関係を何を持って計るか、それは、条例・規則に基づいて行政処分を執行できているか否かではないでしょうか、条例を根拠に是非の判断をし、行政処分を行っている。私も、過去に例規集を読みながら整合性の無い条例、規則等に関しては、担当課と協議をし、改正を求めて来た事が何件かありますがその件に関しては、常任委員会及び議会でも可決され、改正されております。

その例規集に実態とまったく整合性の無い条例、規則が**現在も**記載されている事に理解が出来ない。2009年12月議会において私が一般質問で指摘しておりますので、執行部はこの事実を確認しております。

その上で6年間近くもの間適正な事務処理を怠っているのが実態である。この度、私は、5月8日に当時の議事録。5月18日に議会だよりを再度確認しました。この答弁書の内容を再確認したうえで続けます。

ほとんど着手していないではありませんか？

「適切な事務処理が遅れているのではとのご指摘であろうかと思います。」との答弁ですが、古いものでは平成9年に終了した事業に係る条例・規則、その12年後の平成21年12月議会の一般質問で指摘をし、6年後の現在も同じ質問を行っている。約18年間もの期間を考えると、ただ言葉で適切な事務処理が遅れていると言えるのでしょうか？あまりにも説得力が無く、適切な事務処理

をする意思がないと解釈せざるを得ません。結果が全てなんですよ。

質問を三点に絞ってお伺いいたします。

1、執行部は、平成 21 年 12 月以降この問題を解決する為に、例えば協議会等を立ち上げたとか、解決に向けた努力をしたプロセスがあったのか？

2、また解決するように指示をしたのか？

していないのであれば議場での答弁が（言葉が適切かどうかはわかりませんが）虚偽答弁となりかねませんよ。何故ならば約 6 年間も放置し、答弁を履行していないからである。また指示をしていたのであれば職員の指示違反または職務怠慢となります。

3、例規集は何の為に有るのか？

この三点についての答弁を求めます。

答弁者 総務課長（太田達也）

平成 21 年 12 月議会におきまして、寺村議員から例規集の不備等のご指摘を受けまして、各課・機関において各担当する事務に関連する例規についての見直し作業に着手し、一部ではありますが、明らかに不用となっておりました条例については平成 22 年 3 月議会で条例廃止議案の議決をいただき、また規則については廃止手続きをとり、それぞれ例規集から削除しております。しかし、未だに整合性のない条例、規則があり、見直し作業が進んでいないことも、ご指摘のとおりです。

その要因としましては、例規集には膨大な数の条例、規則、要綱等がおさめられており、また、これらの例規の根拠となります、国の法律、政令あるいは高知県の規則、要綱等が頻繁に改正されています。法制執務の専門的な職員がいないなかで、例規集すべての条文の整合性等を日々の業務を行いながら見直し、点検作業をするには多くの時間がかかってしまうことなどが考えられます。

しかしながら、例規集におさめられております条例、規則等は町行政の根幹をなすもので、これらに基づき各事務事業を行っておりますし、1 回目に答弁したとおり住民に行政上の義務を課し、権利を制限している例規も含まれております。また行政への信頼性の点からも、不備があり整合性のない例規があってはならないことは十分に認識しております。

その対策の一つとして例規管理システムを導入しております。このシステムは条例、規則等の新規制定や改正についての立案にあたって、法制執務上のルール審査、また法律や政令、その他の条例や規則等との整合性の審査、確認などが行えるものであります。

今後は、議員から指摘のあった例規の見直しはもちろんのこと、各職員には

再度例規集の見直し、点検を指示するとともに、法制執務の専門業者に例規集の点検、見直し業務の委託についても検討し、正確な例規集にしていきたいと考えております。

質問三回目

ガバナンスがしっかり機能していないんじゃないですか？

3点目の答弁、価値観が全く違っている。「例規集は、公権力に対する自己抑制ですよ、以上でも無く、以下でも無い。」要するに例規集に記載されている事を履行しなければならないという事です。

私たち議会議員は一般質問をする際には、しっかりと調査し、その調査内容に間違いが無いか、質問の根拠が抽象的な根拠になって居ないか、また普段の議員活動内で対処できるような内容ではないか、大所・高所からの質問に成るように再確認をしたうえで、自分の言動に責任を持ち、そしてこの質問席に立っております。何故ならば根拠があいまいであれば、虚偽質問になりかねないからです。

その質問に対して執行部も真摯に耳を傾け、誠実に答弁をして頂いているところですが、結果として答弁した内容を履行しないような事では、町民から負託を受けた議員として**執行部をリスペクトする事が出来ません。**

今回の例規集に関する問題は、町民の生命に関わる一問目の質問の次にプライオリティが高い事案に位置付けるされると認識しております。

当前です。奈半利町の法律ですからね！執行部は、一般質問及びその他多くの事案に対してどのようにプライオリティを決定しておられるのか伺いたい。そして町民・議会・行政が揺るぎない信頼関係を構築していく為にも早急にこの問題を解決し、適正な例規集にすべく全力で取り組んで頂き、町民・議会が、リスペクト出来るような執行部であり続けてほしいと切に願います。そこで町長の答弁を求めます。

答弁者 町長（齊藤一孝）

法令順守について、ご指摘のとおりで、課長の方からも申し上げましたが、これは理由にならないと言われればそれまででございますが、平成23年3月議会ですでに議会の議決をいただき、廃止した条例等もございました。

その後、何ら進んでないではないかというような事で、これにつきましても今のままでは進捗が遅れる、それなら何か対策をしていかないといけないという事で、専門的な業種の委託業務についても考えないと、国あるいは県との関連性がありますので、専門的に職員が日常の業務をやりながら作業して行くに

は、なかなか手を付けられないような件も中にはあります。

総合的な判断も含め今後は進めていきたい。今年は、予算も計上出来ておりませんが、その折には皆さんの理解を頂きながらより良いものにしていきたいと考えております。